

## 「地域計画」「目標地図」策定における農業委員会、認定農業者の役割について

## 1. 「人・農地プラン」から「地域計画」へ

## (1) 「人・農地プラン」の法定化により「地域計画」策定が義務化

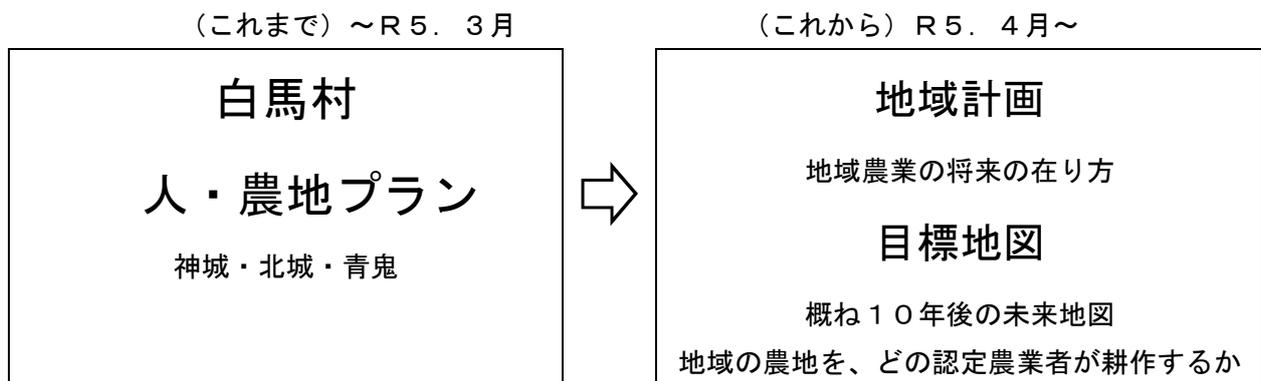
## ① (これまで) ～R5. 3月

地域における農業の将来のあり方等を明確化した「人・農地プラン」を作成し、地域での話し合いによってプランの実質化を図り、実行することになっていました。

## ② (これから) R5. 4月～

農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが「地域計画」として法律に定められ、地域関係者での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、計画に沿って取り組みを実行することとなりました。実際にはR7. 3月までに計画を完成させ、R7. 4月から運用することになります。

- ・「地域の農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくか」、「地域農業をどのように維持・発展していくか」などを地域関係者が話し合います。
- ・話し合いが、地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次世代へ着実に引き継ぐ第一歩となります



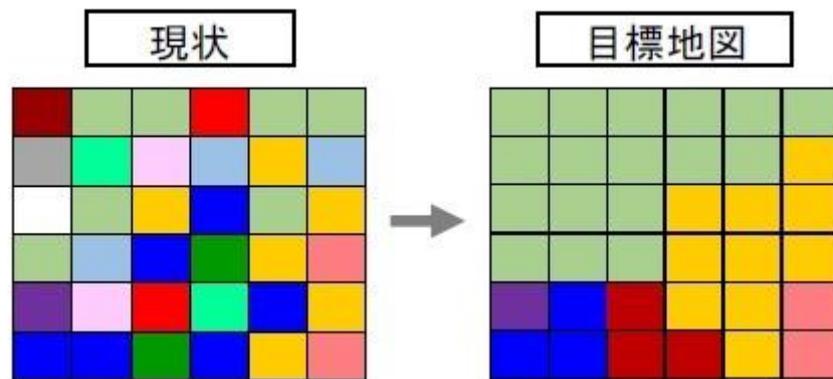
## (2) 「地域計画」「目標地図」とは

## ①地域計画 (市町村が策定)

- ・農業者や地域住民の話し合いにより策定される地域の将来の農地利用を明確化した計画です。概ね10年後を見据え、地域関係者等で話し合うことが重要です。

## ②目標地図 (農業委員会が素案作成)

- ・地域の話し合いと農地の出し手 (所有者)・受け手 (\*認定農業者) の意向を踏まえ、10年後に目指すべき農地利用の姿である「目標地図」を地域計画に添付します。
- ・白馬村では今後、農業振興域整備計画の総合見直しを予定していますが、目標地図はその総合見直し後の区域で作成しています。
- ・地域の区分けについては「神城・北城」地域と「青鬼」地域の2つの地域とします。



(3) 「地域計画」「目標地図」策定における農業委員会、認定農業者の役割

① 農業委員会

目標地図素案作成（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11-3(2)②）

② 認定農業者

懇談会等への参加、借り受ける農地を耕作し、環境整備（草刈り）等を適正に実施し、地域の信頼を得る。